

「2025年日本国際博覧会 小催事場基本設計業務」
業務委託内容詳細について

本資料は別添の業務委託特記仕様書に記載の業務内容を補足するものとして、業務の詳細を下記に記す。

1 小催事場基本設計

(1) 留意事項

小催事場基本設計を行うに当たり、下記に留意し設計を行うこと。

ア 小催事場に求められる各種機能・意匠性の検討

イベントに求められる空間や必要設備の仕様、避難計画を含めた来場者・出演者等の動線計画等、博覧会において主要なイベントを行う施設として機能性にも配慮したものとなるよう、協会関係者とよく協議を行いながら設計を進めること。また、業務においては、協会の他、会場デザインプロデューサーによるレビューや意見を受け、それらを参照しながら業務推進すること。

イ 建設コスト、スケジュール

建設工事費の縮減に繋がる提案を積極的に行うこと。また、プレハブ建築の活用等、設計及び工事期間を短縮する経済的・合理的な手法を検討すること。

ウ 仮設建築物としての配慮

期間を限定して開催されるイベントである事を考慮し、観覧場や舞台の他、観覧席、舞台機構等内装及び什器に係る部分も含め、リースやリユース・リサイクルが可能な工法や建築資材を積極的に採用し、環境に配慮した設計とすること。

エ 環境負荷低減

各種資材についてはリユース・リサイクルが可能な資材や素材を積極的に採用し、環境に配慮した設計とすること。合わせて自然素材の利用についても検討すること。

オ 建築の軽量化

計画地が埋立地であることを勘案し、建築の軽量化を図ること。基礎については排土バランスを考慮した浮基礎等も考慮し、現状復旧にも配慮した計画とすること。

カ 工事区分

各施設工事区分の考え方は下記に示す。協会発注外工事や展示工事等との区分の詳細に関しては業務開始時に協会より示すが、業務を進める中で生じた疑義については監督職員と協議し、漏れ等がない様業務を進めること。

(2) 業務の項目

ア 小催事場及び小ステージ

○棟数と規模、その他仕様について

| タイプ | 棟数 | 合計面積 (㎡) |
|----------|----|----------|
| a. 小催事場 | 1 | 2,000 |
| b. 小ステージ | 1 | 100 |
| 合計 | 2 | 2,100 |

- ・小催事場及び小ステージの敷地には庭園を含む。
- ・多目的な大型集客催事に対応可能なステージ仕様とする。催事の内容等詳細については業務開始後、協会より提示する。
- ・ステージ上でのパフォーマンスの他、大型スクリーンを用いての映像投影も想定する。

○工事区分概要 (案)

| 工事区分 | 協会工事 | 協会以外工事 |
|-------------------|---------------------|--------|
| 建築工事 (外装) | 建築工事全て | なし |
| 建築工事 (内装) | 建築工事全て | なし |
| 電気設備工事 | 電気設備工事全て | なし |
| セキュリティ、 情報通信設備 | セキュリティ、情報通信設備全 て | なし |
| 給排水衛生設備工事 | 給排水衛生設備工事全て | なし |
| 空調換気設備工事 | 空調換気設備工事全て | なし |
| 防災設備工事 | 防災設備工事全て | なし |
| 昇降機設備工事 | 昇降機設備工事全て | なし |
| 観覧席・舞台設備工事 | 観覧席・舞台設備工事全て | なし |
| 外構工事 | 外構工事全て | なし |
| サイン工事 (外構) | サイン工事全て | なし |

- ・協会や会場デザインプロデューサー、会場運営プロデューサー、今後就任を予定している行催事プロデューサー等の要望・意見を踏まえ、検討や調整を行う。
- ・防災設備については機械設備の他、電気設備についても含むものとする。
- ・施設運営について協会等関係者と良く協議し業務を進めること。また、演出等の要望についても協会等関係者と協議しながら施設の基本設計をまとめること。

イ 営業施設

○棟数と規模、その他仕様について

| タイプ | 棟数 | 合計面積 (㎡) |
|------------------|----|----------|
| a. 営業施設 (展示施設含む) | 1 | 1,500 |
| 合計 | 1 | 1,500 |

○工事区分概要 (案)

| 工事区分 | 協会工事 | 協会以外工事 (出店者・出展者) |
|-------------------|---|-------------------------------|
| 建築工事 (外装) | 建築工事 (外装) 全て | なし |
| 建築工事 (内装) | 躯体及び断熱材及び共用部の内装仕上げまで | 左記以降全て |
| 展示工事 | なし | 展示工事全て |
| 電気設備工事 | 出店区画内の開閉器・盤まで 共用部に必要な照明等の電気設備工事 | 左記以降全て |
| セキュリティ、 情報通信設備 | 出店区画内の盤まで | 左記以降全て |
| 給排水衛生設備工事 | 出店区画内バルブ止め 共用部の衛生器具等の給排水衛生設備工事 | 左記以降全て |
| 空調換気設備工事 | 共用部の空調換気設備まで 法定換気設備まで | 左記以降全て |
| 防災設備工事 | 標準のプラン、仕様において求められる建築基準法及び関係規定を遵守するための設備 | 左記以降全て ※出店者要望に伴い追加となる設備等 |
| 昇降機設備工事 | 昇降機設備工事全て | なし |
| 外構工事 | 外構工事全て | なし |
| サイン工事 (外構) | 標準的な仕様 | 左記以降全て ※ガイドラインで定められた範囲内に限る |

・業務の中で各部の標準的な仕様、設備等の基準容量を定め、これを超過する出店者及び出展者からの要望がある場合、費用区分は出店者とし、要望に対する検討については本業務にて行う。

- ・標準的な仕様についてはガイドラインにて定められた範囲内にて監督職員と十分に協議すること。
- ・防災設備については機械設備のほか、電気設備も含むものとする。
- ・VIP 利用等も想定されるため、各種動線・セキュリティ計画含め、施設運営について協会等関係者と良く協議し業務を進めること。